

原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請

今般、ロシア軍は、欧州最大規模の原子力発電所であるウクライナのザポリージャ原子力発電所に対する砲撃を行った。

I A E Aによれば、この砲撃による周辺の放射線量に変化はなかったとされているが、原子力発電所に対する武力攻撃は決して許されてはならない暴挙であり、我が国においても、周辺地域住民に大きな不安を与えるものであり、断じて容認することはできない。

また、北朝鮮は、今年に入って11回に及ぶミサイルの発射を繰り返しており、差し迫った脅威として現に存在している。

国においては、下記の事項について責任を持って対応することを強く要請する。

記

(外交等を通じた武力攻撃の抑止)

- 1 他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、ミサイル発射などの武力攻撃に対する最大の抑止力であり、国においては、今般のような事案が起きた場合には、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。

(武力攻撃事態における原子力発電所の停止等)

- 2 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。

また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

(ミサイル攻撃に対する防衛)

- 3 万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すこと。

令和4年3月30日

全国知事会会長

鳥取県知事 平井 伸治

全国知事会原子力発電対策特別委員会委員長

島根県知事 丸山 達也